

第1回 諸外国における犯罪被害者等施策の調査・分析に関する研究会（議事の記録）

1 日時

令和8年6月24日（水）午前10時から午前11時50分まで

2 場所

警察庁第4会議室（オンライン会議システム併用）

3 出席者

（研究会構成員）

太田 達也	慶應義塾大学法学部教授
川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
齋藤 実	弁護士
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科教授
白井 孝一	静岡犯罪被害者支援センター理事長
中野 妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授 ※オンライン参加
山本 和彦	中央大学大学院法務研究科教授

（敬称略・五十音順）

（警察庁）

篠原 英樹	長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
吉田 知明	長官官房犯罪被害者等施策推進課長
西村 慎太郎	長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）

4 概要

（1）開会の挨拶

篠原警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）から開会の挨拶があった。

（2）研究会の運営について

事務局から、会議資料は、会議開催後、原則として警察庁ウェブサイト上に公開し、公開になじまない資料がある場合には構成員限りの取扱いとする旨、議事内容については、構成員の確認を経た上で、議事概要を警察庁ウェブサイト上に公開する旨が諮られ、了承された。

（3）構成員紹介

（4）座長選出

川出構成員が座長に選出された。

（5）事務局説明

事務局から、資料1に沿って研究会のテーマ等について、資料2に沿って諸外国における犯罪被害者等施策の概要について、それぞれ説明がなされた。

（6）自由討議

構成員の主な発言は以下のとおり。

○ 調査目的を明確にした上、日本の制度の発展・改善にどのように役立つかを考慮して調査項目を決めることが望ましい。

- 犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体を幅広く調査対象とし、その財源（予算）、人員体制、運営状況等を明らかにするとともに、相互の連携状況についても調査を行うべきである。
- 犯罪被害者等への補償制度における補償金の算定方法のほか、国が補償金の給付により取得する加害者への求償権の行使・管理状況、その回収状況等についても調査すべきである。
- 犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償請求による損害賠償金の回収状況、これに寄与する諸制度の整備・運用状況等について調査すべきである。
- 犯罪被害者等支援のための制度のみならず、その実効性を担保する制度や、犯罪被害者等が利用可能な他の社会保障制度等についても調査対象とするとともに、社会制度やその中における犯罪被害者等補償制度の位置付けの違いなどにも留意しながら調査を行うべきである。

(7) 次回研究会の内容

川出座長から、次回研究会の内容について、齋藤構成員より北欧における犯罪被害者等施策について、中野構成員よりスウェーデンの社会保障制度の概要について説明をいただき、その後、自由討議を行う旨を説明した。

また、事務局から、次回研究会については、7月17日（金）午前に開催する予定である旨の説明がなされた。